

流山市外国人観光客誘致プロモーション
業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、流山市が外国人観光客誘致プロモーション業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

流山市外国人観光客誘致プロモーション業務委託

(2) 業務の目的

流山市の外国人観光客誘致促進事業のターゲット国のひとつである台湾の訪日関心層に対し、効果的なプロモーションを実施することで、台湾における本市の認知度向上及び来訪客の増加促進を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「流山市外国人観光客誘致プロモーション業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(4) 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 委託料上限額

3,058千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 事務局

(1) 住所 〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

(2) 担当 流山市 経済振興部 流山本町・利根運河ツーリズム推進課
ツーリズム推進係

(3) 連絡先 TEL：04-7168-1047

FAX：04-7158-5840

(4) 電子メール tourism@city.nagareyama.chiba.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、市へプロポーザル提案書を提出する時点で次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人、その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体等であること。
- (2) 本業務の募集開始日から起算して過去5年以内に、国、地方自治体、又は民間企業等から、本プロポーザルに類似する業務委託契約を受託した実績があること。
- (3) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく入札参加の資格制限等に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続きの開始の申立てをしていない者又は申立てをされていなかった者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による更生手続きの開始の申立てをしていない者又は更生手続き開始の申立てをされていなかった者であること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を2年以内に受けていない者又は本業務の提案書提出日の前6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。また、同法第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用していないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

5 スケジュール

(1) 日程

	内容	日程
1	プロポーザル公募広告（流山市ホームページに掲載）	令和8年5月15日（金）
2	質問受付	令和8年5月22日（金）
3	質疑回答（流山市ホームページに掲載）	令和8年5月29日（金）
4	プロポーザル提案書の受付	令和8年6月10日（水）
5	書類審査結果の発表及び通知	令和8年6月19日（金）
6	プレゼンテーション	令和8年6月29日（月）
7	選定結果の発表及び通知	令和8年7月上旬
8	詳細協議	令和8年7月中旬
9	契約の締結	令和8年7月下旬
10	本業務の実施	契約締結日の翌日～ 令和9年3月31日（水）

(2) 提案募集の手続き

ア 募集要領の公表

募集要領は、令和8年5月15日（金）に、本市のホームページにて公表する。

イ 本プロポーザルに対する質問

本プロポーザルに関する質問は、次により行うものとする。

なお、各者の質問回数は1回限りとする。

(ア) 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上、第6号様式により事務局に持参または電子メールにより提出するものとする。電子メールの場合は、必ず事務局へ到着の電話確認を行うこと。

口頭による質問や受付期間を過ぎて提出された質問書には回答しない。

(イ) 受付期間

令和 8 年 5 月 2 2 日（金）

持参の場合の受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

（ウ）提出先

上記「3 事務局」のとおり。

（エ）回答

質疑回答は令和 8 年 5 月 2 9 日（金）に本市のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本業務の仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

6 プロポーザル提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「イ 提出書類」に記載の書類を作成し、正本 1 部、副本 5 部及び提出書類のデータを保管した CD-R または DVD-R 1 枚を事務局へ郵送または持参すること。

ア 受付期間

令和 8 年 6 月 1 0 日（水）必着

持参の場合、受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

イ 提出書類

（ア）プロポーザル提出書（第 1 号様式）

（イ）参加申込書（第 2 号様式）

（ウ）企業等概要書（第 3 号様式）

（エ）類似業務に係る業務実績（第 4 号様式）

（オ）業務の実施体制（第 5 号様式）

（カ）本業務に対する提案書（任意様式 A 4 版）

（キ）工程表（任意様式 A 4 版）

（ク）見積書（任意様式 A 4 版）

（ケ）プレゼンテーション出席者（任意様式 A 4 版）

なお、出席者については当該業務委託の実務を担当する者が分かるように明記すること。

ウ 提出書類作成上の留意事項

（ア）任意様式のものを除き、指定の様式により作成すること。

（イ）見積書の作成について、見積総額は契約期間中に生じる経費の総額を明記し、見積額の内訳を明記すること。また、経

費の総額に対する消費税額を明記すること。

(ウ) 参加申込書には代表者印を押印すること。

(エ) 提出書類は市へ提出後、一切の修正は認めない。

7 審査会（参加資格・書類選考）

事務局は提出書類の書類選考を行います。なお、応募多数となった場合は、書類選考にて5者程度に選定します。

8 書類審査結果の発表及び通知

提出された参加申込書の書類審査結果については令和8年6月19日（金）付で書面にて通知する。

9 プレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーションの実施

日時 令和8年6月29日（月）時間未定

原則非公開で行う。日時、会場等の詳細については、書類審査結果の際に通知するものとする。

所要時間は1者25分程度とする。（プレゼンテーション15分、質疑応答10分程度）

(2) 実施にあたっての留意事項

ア プロポーザル提案書に基づき説明を行うものとし、追加資料の提出、配付はしないこと。

イ 出席者は3名までとする。なお、当該業務委託の実務を担当する者は必ず出席すること。

ウ プレゼンテーション用機材（スクリーン及びプロジェクター（HDMI端子、ケーブルあり））については、事務局で用意する。

エ プロポーザル参加者が1者の場合でもプレゼンテーションを実施する。

オ プレゼンテーションの順番は事務局が決定する。

9 プロポーザル審査方法

「流山市外国人観光客誘致プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル優先交渉権者審査基準要領」に基づき審査する。

10 優先交渉権者の決定及び結果の通知

最も優れた提案を行った参加者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者は別に定める要領により設置する「外国人観光客誘致プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル審査会」が審査し、決定する。

審査結果は、すべての参加者に対し速やかに通知する。

11 契約の締結と次順位者の繰り上げ

優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者との業務内容の協議及び仕様書等の調整を行い、契約を締結する。

ただし、協議が整わない場合や契約締結までに優先交渉権者が失格事項に該当した場合など、優先交渉権者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の参加者（次点交渉権者）と契約の締結について交渉できるものとする。

12 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、参加者を失格とする。

- (1) 提案が提出期間を超えて提出された場合
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査委員及び当該事業関係者等に対する工作など、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合
- (4) 本件に関して信義則に反する行為、公正さを欠く行為があった場合
- (5) その他、優先交渉権者となることに相応しくないと市長が判断した場合

13 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) プロポーザル提案書の提出後に辞退する場合は、速やかにプロポーザル辞退届（第7号様式）を事務局に提出すること。
- (3) 辞退届の提出にあたっては、辞退理由を記載し代表者印を押印すること。

- (4) 審査結果については市のホームページに公開し、審査内容は公表しない。
- (5) 審査結果に対する質問や意義申し立てには応じない。
- (6) プロポーザルにおいて知り得た本市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。
- (7) 本プロポーザルは都合により延期し、又は取り止めることがある。この場合について、参加者は異議を申し立てることができず、その事由によって損害を受けることがあっても、その賠償を市に請求できないものとする。
- (8) 本業務の受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市に書面で申請し、書面による承諾を得たときはこの限りではない。